

# 入札説明書

令和5年札幌市告示第2162号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 告示日

令和5年5月10日

## 2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部管財課事務係（債権管理担当）

電話 011-211-2222 FAX 011-218-5146

メールアドレス [kanzai@city.sapporo.jp](mailto:kanzai@city.sapporo.jp)

## 3 入札に付する事項

### (1) 役務の名称

札幌市電話納付案内センター管理運営業務

### (2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

### (3) 履行期間

契約日から令和6年（2024年）5月31日までとする。

### (4) 履行場所

受託者事業所内に設置されたコールセンター

### (5) 入札書の記載方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった落札希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「情報サービス、研究・調査企画サービス業」又は「その他サービス業」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）の認証を取得している者であること。

(7) 過去に官公庁から直接コールセンター業務（アウトバウンド）を1年以上継続して受注し、それを良好に履行した実績があること。

## 5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上記2に同じ。

(2) 入札書の提出方法

入札書は、別紙1の様式にて作成し、次の要領に従って提出すること。

- ア まず、内封として、入札書を封筒に入れて封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合は名称又は商号)及び「【札幌市電話納付案内センター管理運営業務】の入札書在中」と記載する。
- イ 次に、外封として、上記2の契約担当部局に配達されるよう宛名を記載した上で、封筒の見やすい位置に、「【札幌市電話納付案内センター管理運営業務】の入札書在中」と記載する。
- ウ 最後に、外封に「上記アの要領で入札書を封印した内封」及び代理人が入札する場合には「下記(7)によって作成した委任状(別紙2)」を入れて、上記2の契約担当部局あてに持参し、又は郵送する。

(3) 入札書の提出期限

令和5年5月22日(月) 9時00分(上記2の契約担当部局に必着)

(4) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 質問方法

別紙3の様式で質問書を作成し、上記2の契約担当部局あてに持参、郵送又は電子メールにより提出すること(口頭での質問は受け付けない。)

イ 質問書の提出期限

令和5年5月17日(水) 17時15分(上記2の契約担当部局に必着)

ウ 回答方法

上記ア・イに従って提出された質問書があった場合、令和5年5月18日(木)以降、全ての質問に対する回答書を上記2の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、札幌市財政局の契約情報(管財部)のページ(<http://www.city.sapporo.jp/kanzai/keiyaku>)に掲載する(個別に回答はしない。)

(5) 入札の無効

- ア 本入札説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

- ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(7) 代理人による入札

- ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、入札時に委任状(別紙2)を提出しなければならない。
- イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

令和5年5月22日(月) 10時00分

財政局管財部契約管理課入札室(札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所14階北側)

(9) 開札

- ア 開札は、上記(8)の場所（開札場）において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
- イ 入札者又はその代理人は、上記(8)の開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
- ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙2）を提示しなければならない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札が終了するまで開札場を退場することができない。
- オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札のないときは、再度の入札を行う。なお、再入札の回数は、原則として2回を限度とし、再度入札の方法及び期日については、再度入札が行われることとなった場合に、別途入札者に通知する。
- カ 開札に立ち会わなかった入札者又はその代理人に対しては、開札後速やかに、開札の内容を連絡する。

## 6 その他

### (1) 入札保証金

免除

### (2) 契約保証金

要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び祝日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない。

なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

### (3) 落札者の決定方法

#### ア 落札者の決定

開札後、札幌市契規則第7条の規定の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、有効な入札をした者があった場合は、落札者の決定を保留し、そのうち最低の価格をもって入札をした者を落札候補者として、下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

#### イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。また、くじ引きの期日については、くじ引きが行われることとなった場合に、別途入札者に通知する。

#### ウ 入札参加資格の審査

落札者の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるかを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証する書類（別記「入札参加資格審査資料の提出について」参照）を提出しなければならない。

電子メールにより提出する場合、その旨を上記2の契約担当部局に事前に申し出たうえで提出すること。差出人アドレスは「札幌市競争入札参加資格（物品・役務）」に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者の入札を、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

エ 入札参加資格を有しない者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合においては、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

オ 入札が無効となった者の取扱い

上記ウ又はエに基づき入札が無効となった者は、上記5(9)オに掲げる再度の入札に参加できないものとする。

(4) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望するものは、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類（別記「入札参加資格審査資料の提出について」参照）を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはいできない。

(5) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は指定期日までに契約を締結しないとき。

イ 指定期日までに契約保証金を納付しなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに申出書（別紙4）を提出しなければならない。

(7) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則としてその5日後までに契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項

別紙5のとおり

(9) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、書面（様式は自由）により、その理由の説明を求めることができる。この場合、その事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に、上記2の契約担当部局あてに、当該書面を持参し、又は郵送すること（必着）。